「かかりつけ薬剤師・薬局のがん薬物療法に関する業務ガイダンス(案)」

に対する意見募集に対して寄せられた御意見について

令和4年6月6日 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 理事長 近藤 直樹 かかりつけ薬剤師・薬局におけるがん薬物療法に関する 業務指針ワーキンググループ委員長 大塚 昌孝

平素は日本臨床腫瘍薬学会の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

「かかりつけ薬剤師・薬局のがん薬物療法に関する業務ガイダンス(案)」について、令和4年3月18日から同年4月1日まで御意見の募集を行ったところ、計30件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する回答を別紙の通りまとめました。

今回、御意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	事項	意見の概要・主な理由	意見に対する考え方
1	1. 処方箋受付か	<該当箇所>	ご指摘事項を踏まえ、下記の文章へ修正
	ら患者情報収集、	P5、3~12 行目:	しました。
	管理	(1) 処方箋受付	<修正文書>
	(1) 処方箋受付	<意見内容>	処方箋受付時には、適切な保険調剤を行
		・マイナンバーカードについても記載	うため、処方箋とともに健康保険証やお
		すべきではないか。	薬手帳等の服薬情報を確認する必要が
		・「限度額認定証」については、オンラ	ある。また、高額な治療を行っているこ
		イン資格確認を積極的に利用すること	とも多いため、健康保険証以外にも公費
		も明記してはどうか。	の受給者証や限度額認定証の有無など
		・「がん治療日誌」という名称は一般的	会計に関する内容も確認する必要があ
		でしょうか。がん診療連携拠点病院で	り、オンライン資格確認やマイナンバー
		は、「がん診療連携パス」などの言葉が	カードの保険証利用を行うことで患者
		出てきますので、整合性が必要ではな	が加入している医療保険、自己負担上限
		いか。	額を確認したり、薬剤情報・特定健診等
		・「レジメンシート」という名称は正式	情報等を閲覧することができる。さらに
		カゝ。	がん治療患者においては、適切な薬物治
			療を支援するための情報として、 <u>治療の</u>
			経過を記載した日誌や病院が発行して
			いる情報提供書など、治療に関する情報
			が載っているものは可能な限り確認す
			ることが望ましい。ジェネリック医薬品
			への変更については、希望された場合で
			も先発品との適応の違いや名称変更に
			よるアドヒアランス低下には注意が必
			要である。また残薬や体調変化について
			も確認し、抗悪性腫瘍薬や支持療法薬の
			飲み忘れ、飲み残しや服用状況について
			も確認することが望ましい。
2	1. 処方箋受付か	<該当箇所>	(2)で指す「医薬品の情報」とは医薬
	ら患者情報収集、	P5、13~22 行目	品「に関する」情報のことなので、その
	管理	(2) 患者情報収集、管理	中の膨大な情報の一部として、医薬品と
	(2) 患者情報収		サプリメント・健康食品との相互作用が
	集、管理	<意見内容>	あるという認識である。
		サプリメントなどの健康食品の情報整	
		理も必要ではないか。「(3) 具体的な患	
		者情報の収集・管理・活用」の記載との	
		整合性を取る必要はないか。	

	1 加土燃或儿)	a DENIA MATERIA	ウセ た /
3	1. 処方箋受付か	<該当箇所>	家族や介護者からの情報は、すでに記載し、
	ら患者情報収集、	P5、25 行目	されている「患者の生活像」に含まれて
	管理	<意見>	いるため原文のままとしました。
	【患者情報の収		
	集・管理】	いか。	
4	1. 処方箋受付か	<該当箇所>	全文においてレジメンに統一しました。
	ら患者情報収集、	P5、35 行目	
	管理	<意見内容>	
	(3) 具体的な患	治療内容(レジメン)は、治療内容・治	
	者情報の収集・管	療スケジュールとしてはどうか。全文	
	理・活用	について、レジメンという言葉が使わ	
		れていますが、この文書での統一が必	
		要ではないか。	
5	1. 処方箋受付か	<該当箇所>	ご指摘により修正しました。
	ら患者情報収集、	P5、36 行目	<修正文書>
	管理	<意見>	患者に最適な疼痛緩和のための情報(オ
	(3) 具体的な患	「・オピオイドの使用状況、効果、副作	ピオイドの使用状況、効果、副作用等)
	者情報の収集・管	用等患者に最適な疼痛緩和のための情	
	理・活用	報」が記載されるのであれば、化学療	
		法の効果、副作用、支持療法薬 (定期服	
		用薬と頓服薬)の使用状況および効果	
		- に関しても情報収集するとよいので	
		は。	
6	2. 処方監査、疑義	<該当箇所>	ご指摘の通りです。
	照会	P7、22行目	「問診票」へ修正いたしました。
	(1) 処方監査	<意見>	_
		「問診表」となっているが「問診票」で	
		はないか。	
7	2. 処方監査、疑義	<該当箇所>	II章にチェックシートなど掲載されて
	照会	P7、15~25 行目	いるので、ここでは原文のままとしまし
	(1) 処方監査	<意見>	た。
	【抗悪性腫瘍薬	ゼローダとエスワンの併用による死亡	
	の処方監査時の	事故やザイティガのプレドニゾロン処	
	チェック項目例】	方忘れなど、休薬期間や支持療法で説	
		明できますが、(重複投与)や(併用療	
		法の確認?)など別項目として検討し	
		てもよいのでは。	
8	2. 処方監査、疑義	<該当箇所>	調剤後のフォローアップに活用できる
	照会	P8、7 行目	ようにするためにはご指摘の通りかも
	(2) 疑義照会	「・照会内容及び照会結果は、適切に	しれませんが、疑義照会内容、結果は処
	() MCDOMIA	記録し、調剤後のフォローアップに活	方箋に記載するものなので、誤解をうけ
		用できるようにする」	るような表現を避けるため、原文のまま
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ひょりは私仇で甦りなため、原入のまま

	1		
		<意見> 「 <u>薬歴等に</u> 適切に記録し、」の方が良い のではないか。	としました。
9	2. 処方監査、疑義 照会 (2) 疑義照会	<該当箇所> P7、29 行目 予め考えた上で実施する。 <意見> 「上で」は通常はひらがなではないか。	ご指摘の通りです。 <修正文書> 予め考えた <u>うえで</u> 実施する。
1 0	2. 処方監査、疑義照会(2) 疑義照会		ご指摘の通りです。 「抗悪性腫瘍薬が処方されている患者では、」を削除しました。 〈修正文書〉 医療機関で点滴治療等を行っている場合も多いため、患者が実施しているレジメン内容を把握したうえで疑義照会を行うことが望ましい。
1 1	2. 処方監査、疑義 照会 (2) 疑義照会	<意見> レジメンだけでなくガイドラインも把握したうえで疑義照会できるといいのでは。	処方(治療)内容を把握するうえで、処 方箋の抗悪性腫瘍薬だけ見るのではな く、レジメンの全体を把握しましょうと いう意味での記載でした。 そのためここでは原文のままとしまし た。
1 2	3. 調剤設計 (1) 調剤設計	〈該当箇所〉 P9、2~3行目 抗悪性腫瘍薬は有害事象の観点等から、誤った投与により重大な事故を引き起こす可能性がある。 〈意見〉 有害事象の観点からのみか。	ご指摘により修正いたしました。 <修正文書> 抗悪性腫瘍薬は一般的にその安全域の 狭さから、誤った投与により重大な事故 を引き起こす可能性がある。
1 3	3. 調剤設計 (1) 調剤設計	P9、13~19 行目 <意見> 簡易懸濁に関して日本服薬支援研究会 の紹介や書籍の紹介なども検討しては どうか。	簡易懸濁法は手段の一つにしかすぎません。原則適応外のため推奨するわけではないので、原文のままとしました。

1 4 3. 調剤設計 <該当箇所> ご指摘により修正しました。 (1) 調剤設計 P9、13~19 行目 <修正文書> 〈簡易懸濁〉 〈簡易懸濁法〉 抗悪性腫瘍薬は代替薬が少ないため、臨 抗悪性腫瘍薬は代替薬が少ないため、 臨床上必要な場合には、簡易懸濁法の 床上必要な場合には、簡易懸濁法の可否 可否も検討する。抗悪性腫瘍薬を簡易 も検討する。抗悪性腫瘍薬を簡易懸濁す 懸濁する場合、薬剤ごとの適合性を判 る場合、薬剤ごとの適合性を判断する必 断する必要がある。簡易懸濁に関して 要がある。簡易懸濁法に関しては実際に は実際には自宅で患者もしくは介護者 は自宅で患者もしくは介護者により実 施してもらうことがほとんどである。そ により簡易懸濁法を実施してもらうこ とがほとんどである。その場合には患 の場合には患者が戸惑うことが無いよ 者が戸惑うことが無いように曝露対策 うに曝露対策を含めて適切な方法を指 導する必要がある。診療報酬として、経 を含めて適切な方法を指導する必要が ある。診療報酬として、経管投薬が行 管投薬が行われている患者が簡易懸濁 法を実施する場合において、医師の求め われている患者が簡易懸濁法を開始す る場合において、医師の求めなどに応 などに応じて薬局が必要な支援を行っ じて薬局が必要な支援を行った場合に た場合に算定できる経管投薬支援料な 算定できる経管投薬支援料などがある どがあるので参考にされたい。 ので参考にされたい。 <意見> 「簡易懸濁法」または「簡易懸濁」: 統 一してはいかがでしょうか。 1 5 3. 調剤設計 <該当箇所> 特に違和感はないため原文のままとし (2) 薬袋の作成 P9、26~29 行目 ました。 内服の抗悪性腫瘍薬については、休薬 期間が存在する薬剤があること、患者 が他の薬剤と混同することによるリス クが高いことを考慮すると、③の対応 や内袋を活用し、他の薬剤とは物理的 に分けることが有用である。また、休 薬期間中に誤って抗悪性腫瘍薬を服用 しないように、薬袋に服用スケジュー ルを記載するなどの対応を行うのが望 ましい。 <意見> 「内服の抗悪性腫瘍薬」という言葉が 出てきますが、以下の文書は「抗悪性 腫瘍薬」の記載になっています。

16 4. 調製された薬剤の鑑査

<該当箇所>

P10、1 行目

<意見>

「4. 調製された薬剤の鑑査 | ⇒薬剤の

調剤指針(第十四改訂 日本薬剤師会) に準拠してこのような記載になったた め原文のままとしました。

		監査でよいのではないか。または、	
		調剤監査など。以下の文書には「薬剤	
		鑑査」という言葉になっており整合性	
		がありません。	
1 7	4. 調製された薬	<該当箇所>	抗がん剤に関する特徴的な部分ではな
	剤の鑑査	P10、11~13 行目	く、一般論なので具体策は不要と考え、
		また、薬剤鑑査は、調剤者以外の調製	原文のままとしました。
		工程を熟知し、患者背景と医薬品情報	
		を統合して処方内容の妥当性を判断で	
		きる薬剤師が行う必要があるが、人員	
		等の問題から調剤者自身が薬剤鑑査を	
		行う場合には、先入観にとらわれずに	
		実施できる対策を講じることが必要で	
		<u>ある</u> 。	
		<意見>	
		具体的な表記は不要でしょうか。	
1 8	5. 薬剤の交付と	<該当箇所>	ご指摘の内容を踏まえ修正しました。
	服薬指導	P11、13~21 行目	<修正文書>
	(2) 個人情報の	効能・効果に遺伝が関連している薬剤	抗悪性腫瘍薬は、バイオマーカーに応じ
	管理	も増えてきているため、がん治療に関	た治療開発が進み、近年ではがん遺伝子
		わる処方箋においては、その他の処方	の異常を標的とする薬剤も増えてきて
		箋よりも <u>高度な</u> 個人情報を取り扱う可	いる。がん遺伝子の異常を標的とする医
		能性が高くなってきている。薬剤情報	薬品を投薬される患者では、家系にがん
		提供書やお薬手帳の交付違いにも十分	遺伝子異常を持つ可能性も否定できな
		注意する必要がある。また、病院から	い。そのため、がん治療に関わる患者情
		交付されている情報提供書にも遺伝の	報の管理(処方箋や薬歴、お薬手帳、薬
		関わる情報が含まれていることがある	剤情報提供書等)には、特に注意を払う
		ため、その取扱にも十分な注意を払う	必要があると考えられる。また、医療機
		べきである。	関から交付されている情報提供書にも
		可能な限りプライバシーを保てる落ち	がん遺伝子異常に関する情報が含まれ
		着いた環境で対応することが望まし	ていることもあるため、その取扱にも注
		い。プライバシーに配慮した設備が整	意を払うべきである。
		っていない場合には、声量を必要最小	そのような観点から、抗悪性腫瘍薬に関
		限に抑える等、他の患者等に聞こえな	連する服薬指導を行う際は、可能な限り
		いような配慮も行う必要がある。	プライバシーを保てる落ち着いた環境
			で対応することが望ましい。プライバシ
		<意見>	ーに配慮した設備が整っていない場合
		・高度なという表現が適切でしょう	には、声量を必要最小限に抑える等、他
		か。	の患者等に聞こえないような配慮も行
		・「十分注意する必要がある。」と「その	う必要がある。
		取扱にも十分な注意を払うべきであ	
		る。」表現のゆれが生じている。	

・「可能な限りプライバシーを保てる 落ち着いた環境で対応することが望ま しい。| 主語がありません。●●の場合 にはなど追記が必要ではないか。

19 6. フォローアッ プ

プ

(1) 投薬後の患 | **<意見>** 者フォローアッ

<該当箇所>

P12、3~18 行目

思います。

- ・表題の「フォローアップ」と「投薬後 の患者フォローアップ | と文書中の「患 者フォローアップ」「抗悪性腫瘍薬使用 中の患者フォローアップ | は同意語で しょうか。
- ・「薬剤の使用状況、併用薬(一般用医 薬品等を含む)、 患者の状態や生活環 境等を把握するとともに、| ⇒1. 処方 箋受付から患者情報収集、管理に記載 があるので、参照としてはいかがか。 「フォローアップの手段」について、 セキュリティの担保の記載も必要だと

ご指摘の内容を踏まえ修正しました。 <修正文書>

薬機法等の改正により、調剤時に限ら ず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況 の把握や服薬指導を行う義務が明確化 された。日本薬剤師会「薬剤使用期間中 の患者フォローアップの手引き(第 1.1 版) | には「薬剤使用期間中の患者フォロ ーアップとは、患者の来局時だけではな く、調剤した薬剤の使用期間中に適切な 形で薬剤の使用状況、併用薬(一般用医 薬品等を含む)、患者の状態や生活環境 等を把握するとともに、薬学的知見に基 づく分析・評価から 必要な対応を実施 することにより、薬剤の使用期間中を通 じて、患者が安心できる最適な薬物療法 を提供する薬剤師の行動を指す。| と記 載されている。

抗悪性腫瘍薬は、その薬剤の特性(例: 殺細胞性を有する、有効域と中毒域が接 近している等) から考えて有害事象の発 現する可能性が高い薬剤といえる。ま た、外来治療の場合は、入院治療と異な り患者は自ら支持療法薬を用いる等し て抗悪性腫瘍薬の副作用の予防や対処 を行わなくてはならない。以上のような 理由から次回来局までの間に患者フォ ローアップを行う意義は大きいと考え られる。

抗悪性腫瘍薬使用中の患者フォローア ップの主な目的としては、服薬状況・体 調変化の確認、有害事象モニタリング、 支持療法薬の適切な使用の支援、患者の 不安感の軽減などが考えられる。患者フ ォローアップの手段は、対面(来局・訪 問)、電話、また SNS 等の ICT の活用 が挙げられるが、「フォローアップの目

2 0	6. フォローアップ(2) 当該医療機関への情報提供	〈該当箇所〉 P12、28~29 行目 〈意見〉 「医師に抗悪性腫瘍薬の休薬を含めた 判断を仰ぐ必要がある。」が緊急受診の 有無の追記は必要ないでしょうか。	的に照らして手段が適当か」、「双方向性が維持されているか」、といった視点で手段を選択することが重要である。ICTを用いる場合は個人情報保護の観点からセキュリティに対する配慮が必要である。 ご指摘により修正しました。 <修正文書> 医師に緊急受診や抗悪性腫瘍薬の休薬を含めた判断を仰ぐ必要がある。
2 1	6. フォローアップ(2) 当該医療機関への情報提供	〈該当箇所〉 P12、29~32 行目 医療機関へ情報を提供する場合、予め 医療機関と報告手順、文書の受け入れ 先、報告内容のフォーマット等を定め ておくことが望ましい。 〈意見〉 「文書の受け入れ先」 受付窓口の表現ではないでしょうか。	ご指摘により修正しました。 <修正文書> 医療機関へ情報を提供する場合、予め医療機関と報告手順、文書の受け入れ方法、報告内容のフォーマット等を定めておくことが望ましい。
2 2	6. フォローアップ(2) 当該医療機関への情報提供	,	医療機関、地域により注意点が異なり、 II章に連携を深めるための事例を掲載 しているため原文のままとしました。
2 3	7. 保険薬局と病院との連携	〈該当箇所〉	ご指摘により修正しました。 <修正文書> 専門医療機関連携薬局は医療機関との会議への定期的な参加、抗悪性腫瘍薬の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備等、医療機関との密な連携が求められているが、

2 4	I章に関して	<意見>	序章に「本ガイダンスで取り上げた取り
		I 章の前に前書きとしてこの手引きの	組みを自身の地域や施設において参考
		有効な活用方法等もあってよいので	にされ、安心・安全ながん薬物療法に貢
		は。	献していただけましたら幸甚です。」と
			記載。活用方法等に関しては各自で判断
			していただくことにします。
2 5	I章に関して	<意見>	調剤指針に準拠していると序文で記載
		情報源にどういったものがあるのか	していること、その他引用は文中で示し
		(適正使用ガイド、各種ガイドライン)	ていることから原文のままとしました。
		について、読んでいて少し分かりづら	
		いのでは。図表があると分かりやすい	
		のでは。	
2 6	I章に関して	<意見>	フローは薬剤師業務そのもので、その各
		処方箋受付から調剤時の注意、フォロ	論について、抗がん剤に特化したものが
		ーアップまでの流れについて、1 枚に	本ガイダンスのため、原文のままとしま
		まとめた図のようなものがあると、実	した。
		際の業務に落とし込む際に分かりやす	
		いのではないか。	
2 7	II章に関して	<意見>	各施設より提供頂いた資料をⅡ章にて
		実際に使用できる監査チェックシート	紹介しています。著作権に配慮したうえ
		や、トレーシングレポートのひな形を	で、各施設で参考にしていただければと
		公開したほうが、普段がん患者の処方	思います。
		応需をしていない薬局でも利用できる	
		のでは。	
2 8	Ⅱ章に関して	<意見>	ご指摘の通りです。
		P11 Q6 で参考になる発表は?で 4 事	1事例追加しました
		例掲載がありますが、60 ページからの	
		事例が3事例のみ掲載されています。	
2 9	全体を通して	<意見>	「副作用歴」「副作用情報」、等の確立され
		「副作用が重篤で発現頻度が高い」「重	た用語以外、「有害事象」に統一しまし
		篤な副作用に直結するリスクが高く」	た。
		「有害事象の発現する可能性が高い薬	
		剤」の統一性に関して。	
3 0	全体を通して	<意見>	JASPO ホームページ内にて会員でなく
		資料を作成した経緯についても学会会	ても閲覧できるようにします。
		員外にもわかるように広報し、さらに	
		これらの資料を公の機関と共有する仕	
		組み等ができれば、広く活用され業務	
		内でも取り入れやすくなるかもしれな	
		いと考えました。	